

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について (北海道電力ネットワーク株式会社)



環境省は、2020年10月26日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を北海道電力ネットワーク株式会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、または行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

① 住所、名称、代表者の氏名

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力ネットワーク株式会社 代表取締役社長 藪下 裕己

② 施設設置場所

北海道苫小牧市字弁天504番6

③ 施設の種類

PCB 汚染物の洗浄施設

④ 処理を行う廃棄物の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条の4第5号ロに規定する PCB 汚染物のうち、電気機器又は OF ケーブル(PCB を絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量の PCB によって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

⑤ 処理の方法

洗浄(加熱強制循環洗浄法)

⑥ 処理能力

洗浄施設2基につき、変圧器類(抜油済みであって、④に掲げるものに限る。)を最大6台/5日

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 [2020年10月26日付 環境省報道発表資料](#)

研究開発箇所 佐藤旭